養鶏農場等緊急支援事業助成金交付要領

制定 平成 29 年３月 15 日付け畜産第 2239 号農政部長通知
一部改正 令和３年３月８日付け畜産第 2454 号農政部長通知
一部改正 令和４年５月 11 日付け畜産第 247 号農政部長通知
最終改正 令和８年４月１日付け畜産第 11 号農政部長通知

第１　趣旨

高病原性鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第２条による家畜等の移動等の制限（以下「移動等制限」という。）を行ったことに対し、家きん、その死体又は物品の所有者（以下「養鶏農場等」という。）に養鶏農場等緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第２　助成対象事業

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動等制限による出荷自粛等の取組とする。

第３　助成対象者

第２の取組を実施した養鶏農場等とする。

第４　助成対象経費

高病原性鳥インフルエンザの発生により、移動等制限を行った養鶏農場等の取組について、家畜伝染病予防法第 60 条第２項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について（平成 23 年７月１日付け 23 消安第 1925 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「算定基準」という。）により定める経費とする。

第５　助成率

助成率は、10 分の 10 以内とする。

第６　助成金額の算定方法

算定基準に定める方法により助成金額を算定し、これを家畜防疫員が評価する。

第７　助成金の交付申請

助成金の交付申請をしようとする者は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という）に対し、別記第１号様式の助成金等交付申請書に次の書類を添付して申請を行うものとする。

なお、２の添付書類については家畜防疫員に作成を依頼することとする。

１　養鶏農場等緊急支援事業実績書（別記第２号様式）
２　養鶏農場等緊急支援事業評価書（別記第３号様式）
３　必要に応じ以下の書類を添付（別表参照）
（１）対象家畜・対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類

（２）対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類
（３）対象家畜・対象物品が処分されたことを証する書類
（４）対象家畜・対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類
４　電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第４号様式）（道から助成金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、助成金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

第８　電子メールによる申請

第６の交付申請は、当該申請等に係る書類の電磁的記録を次の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。なお、その場合の交付申請書の提出日は、電子メールの受信日とする。

【電子メールアドレス】

空知総合振興局農務課	sorachi.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
石狩振興局農務課	ishikari.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
後志総合振興局農務課	shiribeshi.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
胆振総合振興局農務課	iburi.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
日高振興局農務課	hidaka.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
渡島総合振興局農務課	oshima.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
檜山振興局農務課	hiyama.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
上川総合振興局農務課	kamikawa.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
宗谷総合振興局農務課	soya.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
オホーツク総合振興局農務課	okhotsk.noumu@pref.hokkaido.lg.jp
十勝総合振興局農務課	tokachi.nomu2@pref.hokkaido.lg.jp
釧路総合振興局農務課	kushiro.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
根室振興局農務課	nemuro-nomu1@pref.hokkaido.lg.jp

第９　助成金の交付の決定の通知

総合振興局等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成が適当と認めたときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、指令文（別記第５号様式）により申請者に通知することとする。

また、審査の結果、助成が不適当と認めたときは、不交付決定通知書（別記第６号様式）をもって申請者に通知することとする。

第 10　助成金の交付等に関する権限の委任

この助成金の交付決定、助成金の額の確定その他助成金の交付に関する知事の権限は、総合振興局長等に委任するものとする。

第 11　その他

本事業の実施については、本要領に規定するもののほか、必要に応じて別に定める。

附　則　この要領は、平成 29 年３月 15 日から施行し、平成 28 年 12 月 16 日から適用

する。

附　則（令和３年３月８日付け畜産第2454号）

この要領は、令和３年３月８日から施行し、令和３年１月21日から適用する。

附　則（令和４年５月11日付け畜産第247号）

この要領は、令和４年５月11日から施行し、令和４年４月16日から適用する。

附　則（令和８年４月１日付け畜産第11号）

この要領は、令和８年４月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

			助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式						必要添付書類
			売上げの減少額	飼料費の増加額	輸送費の増加額	保管費・荷役費の増加額	焼却費・埋却費の増加額	化製費の増加額	
対象家畜	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	－	－	－	a （輸送費のみ）
		出荷遅延の場合	①	③	－	－	－	－	－
		やむを得ず処分された場合	②	③	－	－	－	－	b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	－	－	－	a
		出荷遅延の場合	①	③	－	－	－	－	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	③	－	－	－	－	a・b・c・d
対象家畜の死体		やむを得ず処分された場合	－	－	⑤	－	⑧		b・c
		その他の場合	－	－	⑥	－	－	⑨	－
対象物品	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	－	④	⑦	－	－	a （輸送費のみ）
		出荷遅延の場合	①	－	④	⑦	－	－	－
		やむを得ず処分された場合	②	－	⑤	⑦	⑧		b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	－	④	⑦	－	－	a
		出荷遅延の場合	①	－	④	⑦	－	－	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	－	⑤	⑦	⑧		a・b・c・d

○　助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式

① （同一の種類の家畜・物品の平均価格 － 対象家畜・対象物品の平均取引価格）× 対象家畜・対象物品の数量
② 同一の種類の家畜・物品の平均価格 × 対象家畜・対象物品の数量
③ 対象家畜の１日１頭羽当たりの給与飼料単価 × 対象家畜の数量 × 出荷予定日から出荷（処分）された日までの期間の延べ日数
　ただし、①において同一の種類の家畜の平均価格＜対象家畜の平均取引価格の場合は、その差額を③の額から減ずる。
④ 対象家畜・対象物品の他の出荷先（予定出荷先）までの輸送費の実費 － 同一の種類の家畜・物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用
⑤ 焼却等施設までの輸送費の実費
⑥ 対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費 － 同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用
⑦ 保管施設における保管費及び荷役費の実費
⑧ 焼却費、埋却費又は化製費の実費
⑨ 対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費 － 同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用

○　申請に必要な添付書類

a　対象家畜・対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類
b　対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類
c　対象家畜・対象物品が処分されたことを証する書類
d　対象家畜・対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類